

**村上市・胎内市沖が、再エネ海域利用法に基づく
「有望な区域」に選定されたことに関する知事コメント**

洋上風力発電の導入促進を図る再エネ海域利用法に関して、本県から「村上市・胎内市沖」の促進区域の指定を目指し、国に要望していたところ、令和3年9月13日、国から「有望な区域」として選定されました。

本県は、令和元年11月に、村上市、胎内市、利害関係者、地元住民代表、国の関係機関等からなる「新潟県洋上風力発電導入研究会 村上市・胎内市沖地域部会」を設置し、洋上風力発電の導入可能性などの検討を進めてきました。これまでの取組が評価されたものと認識しています。

今後、国及び県のほか、関係自治体や漁業関係者等の利害関係者で構成される法定協議会が設置され、「促進区域の指定」を目指して、協議が進められていくこととなります。2050年のカーボンニュートラルを目指す上でも、利害関係者の皆様の合意が得られ、洋上風力発電の導入が実現することを期待しております。

本件についてのお問い合わせ
創業・イノベーション推進課 田中、覚張
(直通) 025-280-5242 (内線) 2780

村上市・胎内市沖の事業想定区域



事業想定区域の考え方

- ゾーニングにより「保全エリア」を除いた着床式で想定される村上市・胎内市の沿岸域・沖合
- 風車設置は、赤線の区域のうち、現時点で海面の漁業関係者と調整可能と考えられる離岸3海里(約5.6km)以内で、概ね水深20m以深の範囲と整理

事業想定区域の概要

面積	約 95.5 km ²		
想定出力	40~70万 kW程度 (9.5~16MW機、28~60基)		
情報	風況	6.0~6.5m/s	8.20 %
		6.5~7.0m/s	76.28 %
		7.0~7.5m/s	15.52 %
水深	0 ~ 44m 程度		

村上市・胎内市沖で事業化を検討し環境影響評価を実施している事業者

事業者	総発電出力
大成建設(株) 株本間組 コスモエコパワー(株)	最大 40万kw
RWE Renewables Japan合同会社	最大 72万kw

※ 当該区域における事業者の環境影響評価
手続資料より(R3.9.13現在)

※ この他、事業化を目指し地元調整を始めた
事業者が複数存在するが現時点で非公表

洋上風力発電の検討の流れ

参考資料

【県】新潟県洋上風力発電導入研究会（事務局：県産業振興課（現：創業・イノベーション推進課））

村上市・胎内市沖地域部会

国へ促進区域の指定について要望（令和3年6月）

今回

【国】有望な区域の選定（以下3つが選定条件）

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

【国・県】法定協議会の設置・開催（開催時期等は今後国と調整）

促進区域の指定にあたっての利害関係者との調整、事業者公募にあたっての留意点等について協議
→ 促進区域の位置・規模、工事時期・手法、地域振興策や漁業協調・漁業影響調査のあり方等

【想定される地域振興や漁業協調の例】

地域振興：洋上風車の観光資源としての活用、
環境教育・広報、地域経済活性化 等
漁業協調：漁場形成策、漁船保険・燃油等の漁業者支援、サケの増殖事業支援、
サケに関する児童・生徒への社会教育
や観光資源活用への支援 等

【想定される漁業影響調査の例】

- 事業想定区域内の魚礁に集まる魚食魚の胃内容物調査（構造物にあつまる魚食魚によるサケ等の稚魚の捕食の影響を調査）
- 「バイオロギング手法」等を活用したサケの移動経路のモニタリング
- 風車周辺での魚類蝟集状況のモニタリング

【想定される協議会参加者】

〔 経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、農林水産省（水産庁）
新潟県、村上市・胎内市、県漁連、地元海面漁協、地元内水面漁協、鉱業権者、栗島汽船、有識者 〕

※ 協議会において関係者の合意が得られない場合は、次の促進区域の指定の手続きには進まない。

【国】促進区域の指定

指定基準の一つとして、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」を法で明記

1年程度

※一般的に想定されているスケジュール（以下同じ）

【国】公募占有指針の策定

協議会で協議が整った事項については公募占有指針に記載

【国】公募（事業者が計画提出）

事業者が公募占有指針を踏まえて、計画を提出

【国】事業者の選定

- ・ 漁業協調策も含めた地域との調整・地域経済等への波及効果が評価項目の一つ
- ・ その評価に当たっては、都道府県知事からの意見を聴取・尊重

【国】事業計画の認定、占有許可

- ・ 選定事業者は、協議会構成員になる。
- ・ 占有許可は、選定事業者が関係漁業者（協議会構成員）の了解を得ることが条件

【事業者】環境アセスメントの実施(※)や事業計画の詳細検討

※ 公募選定前に実施することにより期間短縮可能

漁業影響調査

【事業者】工事に向けた詳細設計（実施設計）、建設工事の実施

・
地域振興策
漁業協調策

操業

1年程度

2～3年

4～5年